

経済学史学会会則内規

- 1 第 3 条 (1) の地方部会および研究会の開催に必要な経費の補助は、幹事会の定める細則にもとづいて行い、幹事会の承認を得るものとする。
- 2 第 4 条の入会申込資格は大学を卒業した者またはそれに準ずる者とする。
- 3 第 5 条 3 の終身会員は、選挙権および被選挙権をもたない。
- 4 第 11 条の常任幹事若干名は 5 名以内とし、代表幹事とともに常任幹事会を構成する。常任幹事は、第 12 条の幹事会が委嘱する委員若干名によって構成される委員会の委員長を務める。
- 5 第 12 条の委員若干名によって構成される必要な委員会は、幹事会が定める。当面、編集委員会、大会組織委員会、企画交流委員会、学会賞（研究奨励賞）審査委員会、総務委員会とする。
- 6 第 13 条の総会は、幹事会において議長、議事、会場および期日を定め、会員に通知する。また、総会では、常任幹事が幹事会の承認のもとに会務および会計を報告する。
- 7 会員以外に会員名簿（およびコピー）を譲渡または開示することを禁止する。
- 8 内規の改廃は幹事会が行う。

（2021 年 10 月改正・施行）